

○財務省告示第二百六十三号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、平成二十八年八月十五日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十八年九月八日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号 利付国庫債券（二年）（第三百六十七回）

二 発行の根拠 財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第四条第一項及び財政

三 振替法の適用 法律第二十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）、価格競争入札と同時に行われる入札であつて、価格競争入札において定められた利率をその利率とし、価格競争入札において募集の決定を受けた各申込みの応募

四 発行方法

の決定を受けた各申込みの応募

五

方募

イ

入 価 法 入
札 格 決
発 競 定
行 争 の

非 下 額 市 札 格 競 と て 価
価 一 を 場 で 競 争 す 得 格
格 国 定 特 あ 争 入 る ら を
競 債 め 別 つ 入 札 も れ 募
争 市 る 参 て 札 発 の る 入
入 場 も 加 、 と 行 に 価 額
札 特 の 者 財 同 一 と 由 格 に
発 別 に 者 務 時 行 行 発 格 により
行 参 よ と 大 に 行 わ れ る 行 (以下) 非
一 加 る に 臣 が 各 限 度 債 入 入 価
と 者 発 行 一 以 以 度 債 入 入 価
い 第 一 以 以 度 債 入 入 価
う 第 一 以 以 度 債 入 入 価

ハ ロ

札 非
発 競
行 争
入

各 割 各 当 も 各
申 申 申 申 申
込 込 込 込 込
み 度 額 額 額
の 額 額 額 額
応 募 額 額 額
を 割 り 当 て る
り 割 り 当 て る
に 割 り 当 て る
に 割 り 当 て る
に 割 り 当 て る
に 割 り 当 て る
に 割 り 当 て る
に 割 り 当 て る
に 割 り 当 て る
に 割 り 当 て る

六

イ

入 価 行
札 格 行
発 競
行 争 額

法 第 三 条 第 一 項 の 規 定 に 基 づ
め の 公 債 の 発 行 の 特 例 関 する
営 必 要 財 源 の 確 保 関 する
億 九 千 五 百 十 万 円 運
つ い て は 十 三 億 九 千 九 百
定 に 基 づ き 十 三 億 九 千 九
う ち 財 政 法 第 四 十 一 項 の
円 金 額 で 二 兆 四 百 五 十 九
額 金 額 で 二 兆 四 百 五 十 九 億

八

最低額面金

五万円

行争非者特
入価・別
札格第参
発競 I 加
場

円千九百五十四億三千二百二十万

ハ ロ イ
札発競入
行争非者特
入価・別
札格第参
発競 I 加
場

千九百三十四億六千五百六

七

払込金額

行争非者特
入価・別
札格第参
発競 I 加
場

で千五百四十億円

ハ ロ
札発競入
行争非者特
入価・別
札格第参
発競 I 加
場

で千五百四十億円

札発競入
行争非者特
入価・別
札格第参
発競 I 加
場

で千五百四十億円

五つ定円百に規関億はき
十いてに、同、四つに定する八、発行
億ては、法第六十二條第一項の規

十二億九千三百三十五万

非競入
行争非者特
入価・別
札格第参
発競 I 加
場

は、額面金額で六千二百四十五

非競入
行争非者特
入価・別
札格第参
発競 I 加
場

は、額面金額で六千二百四十五

十 十 十
九 八 七

払 者 入 払 元
込 者 札 場 利
期 者 参 所 金
日 加 加 支

平 財 日
成 務 本
二 大 銀
十 臣 行
八 か
年 ら
八 通
月 知
十 を
五 受
日 け
た
者